

# 特定第一種水産動植物にかかると論点

令和3年5月  
水産庁

# これまでの経緯① 漁獲証明制度に関する検討会での主な意見

- 漁獲証明制度検討会におけるとりまとめにおいては、特定第一種水産動植物については、リスクベースの観点及び実行可能性の観点を加味した上で、違法漁獲のおそれ大きい魚種から対象とすることが適当とされたところ。

## 漁獲証明制度のあり方について とりまとめ（令和2年6月）

### 1 国内における水産動植物の漁獲証明制度

(3) 国内で違法漁獲等のおそれ大きい水産動植物（指定水産動植物）に関する漁獲証明の実施等を行う仕組み

#### ② 指定水産動植物の対象魚種と対象製品

本制度の対象となる水産動植物は、違法又は過剰な採捕が行われるおそれ大きいものその他の水産資源の保存及び管理を図る必要性が特に高いと認められるものについて、関係団体・学識経験者・NGO等幅広い立場の有識者の検討を経て農林水産大臣がその魚種を指定する仕組みとすることが適当であると考えられる。なお、漁獲証明を行った情報を事業者間で伝達していく仕組みは各事業者に負担を課すこととなることから、指定水産動植物として指定する魚種については、まずは、違法漁獲のおそれ大きい魚種から対象とすることが適当と考えられる。

また、違法漁獲物の中には、鮮魚では保存や運搬に適さず、乾燥、塩蔵等の加工が行われ、流通する実態もあることから、適正流通の確保に漏れが生じないように、指定水産動植物の加工品についても指定水産動植物と同様に扱うべきである。

他方、加工品については、多種多様な水産物やその他の原料を使用し、複雑な原材料構成となるものもあることから、事業者の負担を考慮し、例えば、当該指定水産動植物を主たる原材料とする加工品に限定するなどの対応も検討すべきである。

# これまでの経緯② 漁獲証明制度に関する検討会での主な意見（参考）

## 主な意見（魚種）

<特定第一種水産動植物等について>

- 義務付けの対象とする魚種については、まずはナマコやアワビといった密漁が問題となっているものを義務付けの対象とすべき。
- 漁獲証明を行う魚種は、義務と任意で分けないと進まないと思っており、人員不足の課題もあることから、義務付けの対象とする魚種については、密漁が問題となっている魚種に絞って、実効的なトレーサビリティを作り上げてから、順次対象を広げていくべき。
- 密漁については、現場での取締りに限界がある中で、流通の段階で密漁品を排除する仕組みは歓迎。ナマコやアワビといった高価なものは密漁の対象になりやすく、このような問題のある魚種から先に着手して、早く成果を出してほしい。任意の仕組みはブランド化や地域おこしの取組にも利用できるため基本的に賛同する。
- （密漁等の）問題が大きいところから着手することに関しては賛成するが、そこで終わらせないことが重要。一度に全てを解決することは不可能だが、リスクベースアプローチの考えで、最終的には全魚種を対象とするためのロードマップを作ることが大切。

（令和元年10月16日 第2回漁獲証明制度に関する検討会において出された意見）

# これまでの経緯③ 漁獲証明制度に関する検討会での主な意見（参考）

## 主な意見（魚種）

<特定第一種水産動植物等について>

- 漁獲証明制度の導入によって欧米に対する輸出証明書が発行しやすくなるようになることを踏まえると、違法に採捕かつ高価で取引される魚種に限定してしまわないようにすべき。
- 「順次」という文言が気になる。日本で取引される魚種の半分を対象にするなど、具体的な目標設定を明確にしてほしい。 目標は必ずしも数値である必要はないが、明確なビジョンをもって、発展性を担保する記載にしてほしい。
- 生産サイドとして、順次という文言で問題はない。魚種数にこだわる必要はないし、実際に制度を運用していく上で順次決めていけばよいのではないか。
- 義務付けする魚種としては、今問題となっている高価で取引される水産動植物から対象とすべきであり、任意の仕組みの対象については必要性があれば徐々に増えていくのではないか。北海道ではなまこの漁獲証明を自主的にやっているので、こういった取組を法的に担保することが重要。
- できることから始めていくのが現場のニーズであり、制度としてワークするのが大事。

（令和元年12月26日 第4回漁獲証明制度に関する検討会において出された意見）

## これまでの経緯④ 国会における政府答弁

○ 第203回臨時国会において、特定第一種水産動植物の指定に当たっては、リスクベースの観点及び実行可能性の観点を加味した上で、対象魚種を指定することとする旨答弁を行った。また、想定する魚種としてアワビ、ナマコを例示した。

○ 特定第一種水産動植物の指定に当たりましては、漁業関連法令違反の件数が高いこと、生産額が大きく、容易に流通過程に混入しやすいこと、また、漁獲量が減少していること等の基準で、違法かつ過剰な採捕が行われるリスクを勘案しまして対象魚種を指定することを想定しております。このため、具体的な指定魚種につきましては、リスクベースの観点及び実行可能性の観点を加味し、違法漁獲のおそれの大きいナマコ、アワビを想定しているところであります。  
(令和2年11月19日(衆)農林水産委員会 野上大臣答弁)

○ 今回のこの水産流通適正化法案の中では、国内で漁獲される水産物については特定第一種水産動植物という形で指定をするということになっておりまして、この指定の考え方としましては、漁業関係法令違反の件数が多いということ、また生産額が大きく容易に流通過程に混入しやすいということ、また漁獲量が減少していることといった基準で、違法かつ過剰な採捕が行われるリスクを勘案して対象魚種を指定することを考えているところでございます。

一方で、我が国の水産流通の現状は、鮮度を重視した迅速な流通を可能とするために産地と消費地に市場が存在しておりまして、多数の関係者が複層的に関与する複雑な流通構造になっているということ、また、市場ごとに独自の伝票で取引が行われているため、情報の伝達や取引記録の作成、保存の義務を新たに課した場合には関係者間の事務手続に一定の負担が生ずるということが起こるわけでございます。

こういったことを踏まえて、リスクベースの観点及び実行可能性の観点を加味し、ナマコ、アワビを指定することを今想定しているところでございます。  
(令和2年12月3日(参)農林水産委員会 山口長官答弁)

○ 本法案におきましては、国内流通及び輸出入の適正化のための措置を講ずることによってこの流通防止を図るということにしているわけではありますが、このうち特定第一種水産動植物におきましてはナマコ、アワビを想定しており、(以下略)  
(令和2年12月3日(参)農林水産委員会 野上大臣答弁抜粋)

## これまでの経緯⑤ 国会における附帯決議（抜粋）

- 国会における附帯決議では、特定第一種水産動植物を定めるに当たって、漁業者、流通・加工業者の経営及び地域経済に及ぼす影響について十分に配慮し、慎重に行うこととされている。

我が国において、違法に採捕された水産動植物が流通することにより、国内の水産資源が減少し、適正に操業を行う漁業者等の経営に影響を及ぼすおそれがある。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化することは喫緊の課題である。また、国際社会においてIUU（違法・無報告・無規制）漁業撲滅の実行が求められており、水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずることが急務である。よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 二 特定第一種水産動植物等、特定第二種水産動植物等を定めるに当たっては、我が国水産業の実情を踏まえ、漁業者、流通・加工業者の経営及び地域経済に及ぼす影響について十分に配慮し、慎重に行うこと。

# これまでの経緯⑥ 漁業法における特定水産動植物の考え方

## 特定水産動植物の定義

<法律第百三十二条>

- 何人も、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第四号及び第百八十九条において同じ。）を採捕してはならない。

<法律第百八十九条>

- 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三千万円以下の罰金に処する。
  - 一 第百三十二条第一項の規定に違反して特定水産動植物を採捕した者
  - 二 前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者



- 漁業法では、漁業秩序の維持及び水産資源の保護が目的とされており、

- 1 組織的かつ広域的に無秩序な採捕が繰り返されるなど、その行為の態様が極めて悪質化している
  - 2 密漁品が非正規・非合法ルートで取引され、買受先があることが無秩序な採捕を助長させている
- といった実態が認められる水産動植物であつて、

- ① 財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きいもの
  - ② ①の目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいもの
- といった要件を満たすものを特定水産動植物として指定。

具体的には、アワビ、ナマコ、シラスウナギが指定されているところ。

# 対象魚種の検討① 特定第一種水産動植物にかかる法文規定

## 特定第一種水産動植物の定義

### <法律第一条>

- この法律は、国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

### <法律第二条>

- この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であって、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第四項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれが大きいと認められるものであって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。



## 対象魚種の検討② 特定第一種水産動植物の指定基準（案）

以下の①～④を指定基準とし、基準に合致する魚種の中から、対象となる魚種を指定することとしてはどうか。

- 水産流通適正化法は、「国内において違法に採捕された漁獲物の流通及びこれによる国内水産資源の減少のおそれ」に鑑み、「国内流通の適正化」を図ることを目的の一としていることから、国内流通規制の対象となる水産動植物については、
  - ① 違法漁獲が実態上、深刻な問題となっている魚種を対象とすべきであることから、現に漁業関係法令違反の件数が多いものや、単価が高い等違法漁獲により**不正の利益を得やすいもの**であること
  - ② 生産額が一定規模以上であり、容易に流通過程に混入することで**適正な流通を脅かすもの**であること
  - ③ 資源状況が悪い魚種を対象とすべきであることから、**漁獲量が減少しているもの**であること
  - ④ 事業者等の負担も考慮し、**実行可能性の観点から対応可能**であること

等の条件に合致する魚種を指定することとしてはどうか。

# 対象魚種の検討③ 特定第一種水産動植物の指定の考え方（案）

→ 現時点で入手できる最新の統計データを基に、当面は以下の具体的な指定の考え方により対象魚種を指定することとしてはどうか。

- 違法漁獲が実態上、深刻な問題となっている魚種を対象とすべきであることから、現に漁業関係法令違反の件数が多いものや、単価が高い等違法漁獲により不正の利益を得やすいものであること
  - ① **検挙件数**：H21～30年の対象魚種の平均検挙件数が、H21～30年の各年における主要魚種の検挙件数の中央値を平均した数値（23件）以上の魚種。
  - ② **1kg当たり単価**：H22～R元年の1kg当たり単価が、H22～R元年の主要高級魚（漁業産出額統計の対象となる魚種のうち単価が上位1/3に入る魚種）の平均価格を平均した値（1,928円）以上の魚種。
- 生産額が一定規模以上であり、容易に流通過程に混入することで適正な流通を脅かすものであること
  - ③ **漁業産出額**：H22～R元年の対象魚種の平均漁業産出額が、H22～R元年の各年における漁業産出額統計の対象となる魚種の中央値を平均した数値（65億円）以上の魚種。
- 資源状況が悪い魚種を対象とすべきであることから、漁獲量が減少しているものであること
  - ④ **漁獲量減少率**：H29～R元年の対象魚種の平均漁獲量が、H19～21年の平均漁獲量と比較して33%（1/3）以上減少している魚種。

※中央値：順位が真ん中の数値（例えば「69魚種の中央値」とは35番目の魚種の数値）。そのデータに極端に大きい値がある場合でも、平均値は影響を受けるが中央値は影響を受けない。

○ 前ページの考え方を「沿岸海域における水産動植物の採捕に係る漁業関係法令違反等の状況調査」の調査対象魚種のうち漁業関係法令違反件数の上位10魚種に当てはめると以下のとおり。

項目	サザエ	アワビ	アサリ	イセエビ	ウニ	ハマグリ	シラスウナギ	トコブシ	ナマコ	タコ	サケ(参考)
① 検挙件数 (括弧内は延べ件数)	330 (395)	139 (294)	138 (150)	100 (106)	78 (133)	78 (86)	55 (55)	33 (89)	31 (60)	27 (58)	21 (52)
② 1kg当たり単価(円)	697	7,328	398	4,732	1,371	—	1,707,000 ※5	—	2,490	612	561
③ 漁業産出額(億円)	42	86	63	55	129	—	167 ※5	—	165 ※6	232	614
④ 漁獲量減少率(%)	29	52	79	16	31	—	52 ※5	—	36 ※6	27	64

判断基準： は以下の基準を満たすもの。

- ① 検挙件数：H21～30年の対象魚種の平均検挙件数が、H21～30年の各年における主要魚種の検挙件数の中央値を平均した数値（23件）以上の魚種。※1
- ② 1kg当たり単価：H22～R元年の1kg当たり単価が、H22～R元年の主要高級魚（漁業産出額統計の対象となる魚種のうち単価が上位1/3に入る魚種）の平均単価を平均した値（1,928円）以上の魚種。※2
- ③ 漁業産出額：H22～R元年の対象魚種の平均漁業産出額が、H22～R元年の各年における漁業産出額統計の対象となる魚種の中央値を平均した数値（65億円）以上の魚種。※3
- ④ 漁獲量減少率：H29～R元年の対象魚種の平均漁獲量が、H19～21年の平均漁獲量と比較して33%（1/3）以上減少している魚種。※4

出典：  
 ※1 「沿岸海域等における水産動植物の採捕に係る漁業関係法令違反等の状況調査」（水産庁管理調整課）より抽出。  
 ※2 「市場統計情報（月報・年報）」（東京都中央卸売市場）より抽出。  
 ※3 「e-stat漁業産出額（H22～R元年）」より抽出。

※4 「e-stat魚種別漁獲量（H22～R元年）」より抽出。  
 ※5 R3年4月「うなぎをめぐる状況と対策について」（水産庁栽培養殖課）より抽出。  
 産出額については、国内採捕量、取引価格を元に算出。  
 ※6 平成19年以降他の項目と統合されたため、直近のデータから推計。

# 対象加工品の検討① 特定第一種水産動植物等（法文規定・指定基準（案））

## 特定第一種水産動植物等の定義

<法律第二条>

- この法律において「特定第一種水産動植物等」とは、特定第一種水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。



## 指定基準

- 悪意のある事業者にとって得られる利益が大きく、密漁物を混入させるインセンティブがあるものを対象とすべきことから、国内流通規制の対象となる水産動植物等については、
  - ① **特定第一種水産動植物が主な原料であるもの**であること
  - ② 一般的に価値が低く、市場での流通量が限定的である**水産系残滓**（殻、煮汁等）**や副産物を使用して製造したものでないこと**

等の条件に合致するものを指定することとしてはどうか。



# 対象加工品の検討② 特定第一種水産動植物等の指定の考え方（案）

## 指定の考え方

- 特定第一種水産動植物が**主な原料**であるものであること  
→ 原材料として特定第一種水産動植物が50%以上含有している加工品
- 一般的に価値が低く、市場での流通量が限定的である**水産系残滓**（殻、煮汁等）や**副産物**を使用して製造したものでないこと

## 対象となる加工品イメージ(案)

○対象

煮アワビ

干ナマコ

×対象外

アワビ  
ご飯の素

ナマコ  
化粧品

➡ なお、省令で指定する際には、本制度の対象となる加工品を個別に指定することとしてはどうか。

# (参考) 欧米韓の漁獲証明制度について(対象魚種等の考え方の比較)

○ 対象魚種として、EUは全天然魚種（淡水魚、観賞用の魚等を除く）、米国はリスク分析の上で13種に限定、韓国はEUからの警告へ対応するため、大西洋産ニベ科とサンマの2種に限定して指定。

	EU	米国	韓国
制度目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の市場流入防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の市場流入防止</li> <li>➢ 偽装水産物の市場流入防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の市場流入防止</li> <li>【早期にEUからの警告に対応】</li> </ul>
考え方・経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IUU漁業による漁獲懸念は、加工の有無を問わず、海面で商業用に漁獲される天然魚に存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IUU漁業と水産物偽装は、水産資源を悪化させ、合法的な市場をゆがめ、消費者の信頼に悪影響を及ぼし、世界市場において漁業規制を順守する水産物生産者と不当に競合するため、持続可能な水産業で世界をリードし、水産物消費大国でもある米国は、これと闘う。</li> <li>➢ 検討の起点となった2014年6月の大統領覚書で、最も必要度の高い分野に重点を置く仕組みづくりを指示。</li> </ul> <p>➡ <b>リスクの高い魚種を絞り込むため、リスクベースアプローチを採用</b></p> <p>【リスク分析する魚種を選定した基準】（全ての輸入魚種のリスク分析は実行上困難）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国内の水揚げ又は輸入額が1億ドルを超えるもの</li> <li>②水産物の重量当たりの単価が高いものとして専門家グループによって指定されたもの</li> <li>③専門家グループの専門的な知見に基づいて提案されたもの</li> </ol> <p style="text-align: right;">(45種52魚種を選定)</p> <p>【リスク分析の基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①漁業管理が効果的に機能しているか</li> <li>②漁獲証明制度が適切に運用されているか</li> <li>③加工・流通過程の管理の透明性が確保されているか</li> <li>④魚種名の虚偽表示が過去にあったかどうか</li> <li>⑤その他虚偽表示(原産地等)が過去にあったかどうか</li> <li>⑥法令違反が過去にあったかどうか</li> <li>⑦消費者の健康被害を引き起こしたことが過去にあったかどうか</li> </ol> <p style="text-align: right;">(13種19魚種を選定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2013年にEUは、韓国漁業が西アフリカ海域でニベ科の魚(韓国で人気)を対象とした違法漁業を繰り返しているとして、韓国政府の漁業管理が改善されなければ、貿易を制限する旨を警告。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【規制対象種の決定方針】</p> <p>以下の2点に合致するものを対象化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外水域で本国又は第三国漁船によって漁獲されている魚種</li> <li>・韓国国内で広く消費されている魚種</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 加工製品を含む天然魚に由来する水産品全て</li> <li>〔養殖魚由来のものは除く〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IUU漁業や水産物偽装リスクが特に高いと特定された13種19魚種を制度の第一段階として対象化。</li> </ul> <p>〔対象魚種〕(19魚種) &lt;偽装水産物の市場流入防止等の観点から養殖魚も対象化&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①アワビ類、②大西洋タラ、③太平洋タラ、④ブルークラブ、⑤タラバガニ、⑥シイラ、⑦ハタ類、⑧レッドスナッパー、⑨サメ類、⑩メカジキ、⑪ピンナガマグロ、⑫メバチマグロ、⑬カツオ、⑭キハダマグロ、⑮ミナミマグロ、⑯大西洋クロマグロ、⑰太平洋クロマグロ、⑱ナマコ類、⑲エビ類</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 単一魚種による低次加工品は対象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大西洋産ニベ科</li> <li>〔アフリカ水域において韓国漁船又は第三国漁船が違法に漁獲したニベ科の魚が国内に流入している懸念あり〕</li> <li>➢ サンマ</li> <li>〔台湾漁船が違法に漁獲したサンマが国内に流入している可能性があるため〕</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ —</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ エビ・アワビについては、国内養殖生産でも同種の報告・記録保管がなされるようになるまで施行を延期(ほぼ1年遅れで施行)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ —</li> </ul>